

法改正情報

2019年度版 行政書士試験六法

本書において、下記のとおり、法改正による修正箇所がございます。

恐れ入りますが、ご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

| ページ | 改正前 | 改正後 |
|-----|--|--|
| 79 | 国家行政組織法 別表第1 (第3条関係) 法務省 庁 の欄 公安調査庁 | <u>出入国在留管理庁</u> 公安調査庁 ※出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)による |
| 231 | 地方自治法 第156条 第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関設置の条件) 1 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。 2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。 3 第4条第2項〈事務所の位置についての住民の利便の考慮〉の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。 4 国の地方行政機関(駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。)は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。 5 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、 <u>地方入国管理局</u> の支局及び出張所並びに支局の出張所(中略)については、これを適用しない。 | 第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関設置の条件) 1 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除くほか、法律又は条例で定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。 2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。 3 第4条第2項〈事務所の位置についての住民の利便の考慮〉の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域について準用する。 4 国の地方行政機関(駐在機関を含む。以下この項において同じ。)は、国会の承認を経なければ、設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国において負担しなければならない。 5 前項前段の規定は、司法行政及び懲戒機関、 <u>地方出入国在留管理局</u> の支局及び出張所並びに支局の出張所(中略)については、適用しない。 ※出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)による |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| <p>621</p> <p>622</p> | <p>商法 第 8 章 雑則 第 32 条など</p> <p><u>第 8 章 雑則</u></p> <p><u>第 32 条</u></p> <p><u>この法律の規定により署名すべき場合には、記名押印をもって、署名に代えることができる。</u></p> <p>第 33 条から第 500 条まで 削除</p> | <p>第 32 条から第 500 条まで 削除</p> <p>※第 32 条（第 8 章 雑則）を削除</p> <p>※商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）による</p> |
| <p>631 ～643</p> | <p>商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）が、平成 30 年 12 月 19 日官報公布の政令により、平成 31 年 4 月 1 日施行と定められたことに基づき、631 ページ「第 5 章 仲立営業」以降 643 ページまでの記載について、条文の差替えおよび判例・択一問題等の変更がございます。</p> <p>本法改正情報 3 枚目以降の PDF に差し替えてご利用くださいますようお願いいたします。</p> | |

以上

ただし、6箇月前にその予告をしなければならない。

- 2 匿名組合の存続期間を定めたか否かにかかわらず、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、いつでも匿名組合契約の解除をすることができる。

第541条 (匿名組合契約の終了事由)

前条の場合のほか、匿名組合契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- ① 匿名組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- ② 営業者の死亡又は営業者が後見開始の審判を受けたこと。
- ③ 営業者又は匿名組合員が破産手続開始の決定を受けたこと。

第542条 (匿名組合契約の終了に伴う出資の価額の返還) ★

匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員にその出資の価額を返還しなければならない。ただし、出資が損失によって減少したときは、その残額を返還すれば足りる。

■ 択一匿名組合契約が終了したときは、営業者は、匿名組合員に対してその出資の価額を返還しなければならず、出資が損失によって減少した場合には、営業者は、その減少額をてん補して匿名組合員に出資の価額を返還する義務を負う。

× [20-40-5]

第5章 仲立営業

第543条 (定義)

この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

第544条 (当事者のために給付を受けることの制限)

仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

第545条 (見本保管義務)

仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

第546条 (結約書の交付義務等)

- 1 当事者間において媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（以下この章において「結約書」という。）を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。
 - ① 各当事者の氏名又は名称
 - ② 当該行為の年月日及びその要領
- 2 前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

商 法 (抄)

3 前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に対してその旨の通知を発しなければならない。

第547条（帳簿記載義務等）

- 1 仲立人は、その帳簿に前条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- 2 当事者は、いつでも、仲立人がその媒介により当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請求することができる。

第548条（当事者の氏名等を相手方に示さない場合）

当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第2項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。

第549条

仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかったときは、当該相手方に対して自ら履行をする責任を負う。

第550条（仲立人の報酬）

- 1 仲立人は、第546条の手続を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。
- 2 仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

第6章 問屋営業

第551条（定義）

この章において「問屋」とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者をいう。

第552条（問屋の権利義務）

- 1 問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。
- 2 問屋と委託者との間の関係については、この章に定めるもののほか、委任及び代理に関する規定を準用する。

第553条（問屋の担保責任）

問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

第554条（問屋が委託者の指定した金額との差額を負担する場合の販売又は買入れの効力）

問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販

売又は買入れは、委託者に対してその効力を生ずる。

第555条 (介入権)

- 1 問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となったことの通知を発した時ににおける取引所の相場によって定める。
- 2 前項の場合においても、問屋は、委託者に対して報酬を請求することができる。

第556条 (問屋が買い入れた物品の供託及び競売)

問屋が買入れの委託を受けた場合において、委託者が買い入れた物品の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、第524条 (売主による目的物の供託及び競売) の規定を準用する。

第557条 (代理商に関する規定の準用)

第27条 (通知義務) 及び第31条 (代理商の留置権) の規定は、問屋について準用する。

第558条 (準問屋)

この章の規定は、自己の名をもって他人のために販売又は買入れ以外の行為をすることを業とする者について準用する。

第7章 運送取扱営業

第559条 (定義等)

- 1 この章において「運送取扱人」とは、自己の名をもって物品運送の取次ぎをすることを業とする者をいう。
- 2 運送取扱人については、この章に別段の定めがある場合を除き、第551条に規定する問屋に関する規定を準用する。

第560条 (運送取扱人の責任)

運送取扱人は、運送品の受取から荷受人への引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送取扱人がその運送品の受取、保管及び引渡し、運送人の選択その他の運送の取次ぎについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第561条 (運送取扱人の報酬)

- 1 運送取扱人は、運送品を運送人に引き渡したときは、直ちにその報酬を請求することができる。
- 2 運送取扱契約で運送賃の額を定めたときは、運送取扱人は、特約がなければ、別に報酬を請求することができない。

第562条 (運送取扱人の留置権)

運送取扱人は、運送品に関して受け取るべき報酬、付随の費用及び運送賃その他の立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

第563条 (介入権)

- 1 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。
- 2 運送取扱人が委託者の請求によって船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

第564条 (物品運送に関する規定の準用)

第572条〈危険物に関する通知義務〉、第577条〈高価品の特則〉、第579条(第3項を除く。)
〈相次運送人の権利義務〉、第581条〈荷受人の権利義務等〉、第585条〈運送人の責任の消滅〉、第586条〈運送人の債権の消滅時効〉、第587条(第577条及び第585条の規定の準用に係る部分に限る。)
〈運送人の不法行為責任〉及び第588条〈運送人の被用者の不法行為責任〉の規定は、運送取扱営業について準用する。この場合において、第579条第2項中「前の運送人」とあるのは「前の運送取扱人又は運送人」と、第585条第1項中「運送品の引渡し」とあるのは「荷受人に対する運送品の引渡し」と読み替えるものとする。

第565条から第568条まで 削除

第 8 章 運送営業

第 1 節 総則

第569条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをすることを業とする者をいう。
- ② 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。
- ③ 海上運送 第684条に規定する船舶(第747条に規定する非航海船を含む。)による物品又は旅客の運送をいう。
- ④ 航空運送 航空法第2条第1項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第 2 節 物品運送

第570条 (物品運送契約)

物品運送契約は、運送人が荷送人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第571条 (送り状の交付義務等) ★

- 1 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面(次

項において「送り状」という。)を交付しなければならない。

- ① 運送品の種類
 - ② 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
 - ③ 荷造りの種類
 - ④ 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
 - ⑤ 発送地及び到達地
- 2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

第572条 (危険物に関する通知義務)

荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

第573条 (運送賃) ★

- 1 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。
- 2 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送賃を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送賃を受け取っていたときは、これを返還しなければならない。
- 3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。

■択□陸上の物品運送において、運送品の全部または一部が滅失した場合において、それが不可抗力によるものであるときには、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。

× [22-40-ウ]

第574条 (運送人の留置権)

運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金(以下この節において「運送賃等」という。)についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

第575条 (運送人の責任) ★

運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第576条 (損害賠償の額)

- 1 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡し
がされるべき地及び時における運送品の市場価格 (取引所の相場があ
る物品については、その相場) によって定める。ただし、市場価格が
ないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常
な価格によって定める。
- 2 運送品の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった運送賃
その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。
- 3 前二項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅
失又は損傷が生じたときは、適用しない。

第577条 (高価品の特別) ★

- 1 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託す
るに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その
滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - ① 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人
が知っていたとき。
 - ② 運送人の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延
着が生じたとき。

■判例 商法旧578条 (577条) の「高価品」とは、容積または重量の割に著しく高価な物品をいうが、容積
重量ともに相当巨大であって、その高価なことが一見明瞭な物は、ここにいう高価品にはあたらない。
(最判昭45.4.21)

□運送人は、商法旧578条 (577条) により債務不履行の責任を免れても、不法行為の責任は免れない。
(大判大15.2.23)

第578条 (複合運送人の責任)

- 1 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち2以上の運送を1の契約で
引き受けた場合における運送品の滅失等 (運送品の滅失、損傷又は延
着をいう。以下この節において同じ。) についての運送人の損害賠償
の責任は、それぞれの運送においてその運送品の滅失等の原因が生じ
た場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が
国が締結した条約の規定に従う。
- 2 前項の規定は、陸上運送であってその区間ごとに異なる2以上の法
令が適用されるものを1の契約で引き受けた場合について準用する。

第579条 (相次運送人の権利義務)

- 1 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前
の運送人に代わってその権利を行使する義務を負う。
- 2 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、
後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。
- 3 ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の
運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人
は、運送品の滅失等につき連帯して損害賠償の責任を負う。
- 4 前三項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。

第580条 (荷送人による運送の中止等の請求)

荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によって生じた費用の弁済を請求することができる。

第581条 (荷受人の権利義務等)

- 1 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。
- 2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。
- 3 荷受人は、運送品を受け取ったときは、運送人に対し、運送賃等を支払う義務を負う。

第582条 (運送品の供託及び競売)

- 1 運送人は、荷受人を確認することができないときは、運送品を供託することができる。
- 2 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができる。
- 3 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、前項の催告をしないで競売に付することができる。
- 4 前二項の規定により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃等に充当することを妨げない。
- 5 運送人は、第1項から第3項までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならない。

第583条

前条の規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用する。この場合において、同条第2項中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、同条第5項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替えるものとする。

第584条 (運送人の責任の消滅)

- 1 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取ったときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、荷受人が引渡しの日から2週間以内に運送人に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、運送品の引渡しの当時、運送人がその運送品に損傷

商 法 (抄)

又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。

- 3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が第1項ただし書の期間内に運送人に対して同項ただし書の通知を発したときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項ただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から2週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第585条

- 1 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しが行われた日(運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日)から1年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。
- 2 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。
- 3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が第1項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から3箇月を経過する日まで延長されたものとみなす。

第586条 (運送人の債権の消滅時効)

運送人の荷受人又は荷受人に対する債権は、これを行使することができる時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第587条 (運送人の不法行為責任)

第576条(損害賠償の額)、第577条(高価品の特則)、第584条及び第585条(運送人の責任の消滅)の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷受人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷受人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷受人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

第588条 (運送人の被用者の不法行為責任)

- 1 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷受人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。
- 2 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によって運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

第3節 旅客運送

第589条 (旅客運送契約)

旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

第590条 (運送人の責任)

運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

第591条 (特約禁止)

- 1 旅客の生命又は身体への侵害による運送人の損害賠償の責任（運送の遅延を主たる原因とするものを除く。）を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
 - ① 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。
 - ② 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

第592条 (引渡しを受けた手荷物に関する運送人の責任等)

- 1 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。
- 2 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同一の責任を負う。
- 3 第1項に規定する手荷物が到達地に到着した日から1週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に対してその旨の通知を発しなければならない。
- 4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。
- 5 前二項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃に充当することを妨げない。
- 6 旅客の住所又は居所が知れないときは、第3項の催告及び通知は、することを要しない。

第593条 (引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等)

- 1 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物（身の回り品を含む。）の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。
- 2 第576条第1項及び第3項（損害賠償の額）、第584条第1項、第585条第1項及び第2項（運送人の責任の消滅）、第587条（第576条第1項及び第3項、第584条第1項並びに第585条第1項及び第2項の規定の準用に係る部分に限る。）（運送人の不法行為責任）並びに第588条（運送人の被用者の不法行為責任）の規定は、運送人が前項に規定する手荷物の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場

商法(抄)

合において、第576条第1項中「その引渡しができるべき」とあるのは「その運送が終了すべき」と、第584条第1項中「荷受人が異議をとどめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとどめなかった」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第585条第1項中「運送品の引渡しが行われた日（運送品の全部滅失の場合にあっては、その引渡しが行われるべき日）」とあるのは「運送の終了の日」と読み替えるものとする。

第594条（運送人の債権の消滅時効）

第586条（運送人の債権の消滅時効）の規定は、旅客運送について準用する。

第9章 寄託

第1節 総則

第595条（受寄者の注意義務）★

商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもって、寄託物を保管しなければならない。

■択○商人がその営業の範囲内において物品の寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもってその物品を保管する義務を負う。

○〔19-40-1、
30-36-オ〕

第596条（場屋営業者の責任）★

1 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者（以下この節において「場屋営業者」という。）は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであったことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

2 客が寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠ったことによって滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであっても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができない。

■択○場屋営業者は、客から寄託を受けた物品について、物品の保管に関して注意を怠らなかつたことを証明すれば、その物品に生じた損害を賠償する責任を負わない。

×〔27-36-3
改題〕

○場屋営業において客が特に寄託しない物品であっても、客が場屋内に携帯した物品が場屋営業者の不注意によって損害を受けたときは、場屋営業者はその物品に生じた損害を賠償する責任を負う。

○〔27-36-4
改題〕

○客が携帯する物品について責任を負わない旨を告示した場合には、場屋営業者は、損害賠償の責任を負うことはない。

×〔19-40-5
改題〕

第597条（高価品の特則）★

貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によって生じた損害を賠償する責任を負わない。

■判□宿泊客が持ち込んだ物品・高価品について宿泊客から種類・価額の明告のなかった場合でも、15万円を限度として責任を負う趣旨のホテル宿泊約款は、ホテル側に故意または重過失のあるときには適用されない。(最判平15.2.28)

■択□場屋営業において場屋営業者が寄託を受けた物品が高価品であるときは、客がその種類および価額を通知してこれを場屋営業者に寄託したのでなければ、場屋営業者はその物品に生じた損害を賠償する責任を負わない。

○〔27-36-5
改題〕

第598条（場屋営業者の責任に係る債権の消滅時効）

- 1 前二条の場屋営業者の責任に係る債権は、場屋営業者が寄託を受けた物品を返還し、又は客が場屋の中に携帯した物品を持ち去った時(物品の全部滅失の場合にあっては、客が場屋を去った時)から1年間行使用しないときは、時効によって消滅する。
- 2 前項の規定は、場屋営業者が同項に規定する物品の滅失又は損傷につき悪意であった場合には、適用しない。

第2節 倉庫営業

第599条（定義）

この節において「倉庫営業者」とは、他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

第600条（倉荷証券の交付義務）

倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

第601条（倉荷証券の記載事項）

倉荷証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- ① 寄託物の種類、品質及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号
- ② 寄託者の氏名又は名称
- ③ 保管場所
- ④ 保管料
- ⑤ 保管期間を定めたときは、その期間
- ⑥ 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称
- ⑦ 作成地及び作成の年月日

第602条（帳簿記載義務）

倉庫営業者は、倉荷証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項
- ② 倉荷証券の番号及び作成の年月日

第603条 (寄託物の分割請求)

- 1 倉荷証券の所持人は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉荷証券の交付を請求することができる。この場合において、所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。

第604条 (倉荷証券の不実記載)

倉庫営業者は、倉荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に対抗することができない。

第605条 (寄託物に関する処分)

倉荷証券が作成されたときは、寄託物に関する処分は、倉荷証券によってしなければならない。

第606条 (倉荷証券の譲渡又は質入れ)

倉荷証券は、記名式であるときであっても、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、倉荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

第607条 (倉荷証券の引渡し効力)

倉荷証券により寄託物を受け取ることができる者に倉荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託物について行使する権利の取得に関しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。

第608条 (倉荷証券の再交付)

倉荷証券の所持人は、その倉荷証券を喪失したときは、相当の担保を供して、その再交付を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載しなければならない。

第609条 (寄託物の点検等)

寄託者又は倉荷証券の所持人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。

第610条 (倉庫営業者の責任)

倉庫営業者は、寄託物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない。

第611条 (保管料等の支払時期)

倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用(第616条第1項において「保管料等」という。)の支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫すると

きは、出庫の割合に応じて、その支払を請求することができる。

第612条 (寄託物の返還の制限)

当事者が寄託物の保管期間を定めなかったときは、倉庫営業者は、寄託物の入庫の日から6箇月を経過した後でなければ、その返還をすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第613条 (倉荷証券が作成された場合における寄託物の返還請求)

倉荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、寄託物の返還を請求することができない。

第614条 (倉荷証券を質入れた場合における寄託物の一部の返還請求)

倉荷証券を質権の目的とした場合において、質権者の承諾があるときは、寄託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であっても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還した寄託物の種類、品質及び数量を倉荷証券に記載し、かつ、その旨を帳簿に記載しなければならない。

第615条 (寄託物の供託及び競売)

第524条第1項及び第2項〈売主による目的物の供託及び競売〉の規定は、寄託者又は倉荷証券の所持人が寄託物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合について準用する。

第616条 (倉庫営業者の責任の消滅)

- 1 寄託物の損傷又は一部滅失についての倉庫営業者の責任は、寄託者又は倉荷証券の所持人が異議をとどめないで寄託物を受け取り、かつ、保管料等を支払ったときは、消滅する。ただし、寄託物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、寄託者又は倉荷証券の所持人が引渡しの日から2週間以内に倉庫営業者に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であった場合には、適用しない。

第617条 (倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効)

- 1 寄託物の滅失又は損傷についての倉庫営業者の責任に係る債権は、寄託物の出庫の日から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 2 前項の期間は、寄託物の全部滅失の場合においては、倉庫営業者が倉荷証券の所持人(倉荷証券を作成していないとき又は倉荷証券の所持人が知れないときは、寄託者)に対してその旨の通知を発した日から起算する。
- 3 前二項の規定は、倉庫営業者が寄託物の滅失又は損傷につき悪意であった場合には、適用しない。

商 法 (抄)

第618条から第683条まで 削除

第3編 海商
(第684条～第850条 省略)

判例索引

| 〔商 法〕 | | | |
|-------------|-----|-------------|------|
| 大判明41.1.21 | 627 | 最大判昭43.4.24 | 623 |
| 大判大15.2.23 | 636 | 最判昭43.6.13 | 616 |
| 大判昭12.11.26 | 622 | 最判昭44.6.26 | 624 |
| 大判昭13.4.8 | 627 | 最判昭45.4.21 | 636 |
| 最判昭30.9.8 | 625 | 最判昭47.5.25 | 625 |
| 最判昭33.6.19 | 614 | 最判昭50.6.27 | 622 |
| 最判昭37.5.1 | 620 | 最判昭52.12.23 | 616 |
| 最大判昭40.9.22 | 617 | 最判昭55.1.24 | 627 |
| 最判昭41.1.27 | 617 | 最判昭55.7.15 | 616 |
| 最判昭42.6.6 | 616 | 最判昭58.1.25 | 616 |
| | | 最判昭59.3.29 | 620 |
| | | 最判平15.2.28 | 641※ |

※書籍と改正対応PDFでページ数が異なる